令和5年度第96回

全国安全週間

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場



安全経営ありた。

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、 愛知労働局の登録商標です。

安全経営あいち: 名称(登録番号第6662349号)、ロゴ(登録番号第6662347号)あいち安全経営本舗: 名称(登録番号第6662350号)、ロゴ(登録番号第6662348号)





令和5年度第96回

全国安全週間

目 次

	第 96 回 全国安全週間を迎えるにあたって/愛知労働局長 代田 雅彦	3
	令和 5 年度 全国安全週間実施要綱	4
	令和4年 愛知の労働災害発生状況	6
	1 労働災害による死傷者の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	2 死亡災害の発生状況	7
	3 高年齢労働者における労働災害発生状況等	8
	4 外国人労働者における労働災害発生状況等	9
	安全衛生に関するトピックスのご案内	10
	● 新たな化学物質管理等について	10
	● 石綿ばく露防止対策を徹底しましょう	10
	● 熱中症を防ごう! ~STOP!熱中症 クールワークキャンペーン ······	10
	● 愛知労働局「第 14 次労働災害防止推進計画」の概要	11
	安全経営あいち® リスクアセスメントを通じ PQCDSME はひとつにできる。	12
		13
	安全経営あいち賛同事業場制度概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	のぞいてみよう企業価値向上実例集・安全経営あいち推進大会 2023 のご案内	15
_	リスクアセスメント出前講座のご案内	16

第96回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

令和5年度の全国安全週間は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」をスローガンに、6月1日 \sim 30日を準備期間として、7月1日 \sim 7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で96回目を迎えます。この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

2022 年度末をもって満了した愛知労働局の第13次労働災害防止推進計画期間においては、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでまいりました。年間の死亡者数については、2021 年は統計開始以来最も少ない26人を記録し、2022年も37人と、2年連続して同期間における目標として設定した40人を下回ることとなっていますが、なお多くの尊い命が奪われている状況にあり、引き続き正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでいく必要があると考えております。

先般、今年度より 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定いたしました。同計画を策定するに当たり、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップにおける安全衛生へのコスト意識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようにすることが課題であると認識したところです。

このため、第 14 次計画においては、「自律」と「ポジティブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポジティブ」な安全衛生管理を、促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと繋げていくこととしています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、「安全経営あいち®」を 愛知労働局として商標登録したところであり、賛同事業場制度の運用を進めてまいり ます。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向けた取組を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する 死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶 たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、 令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から 6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協替者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防 止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業·木材 製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報 交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。

- (6)「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安 全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を 通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6)「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間 にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、 事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以 下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生 規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の 選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通 じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等 によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育 の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階 層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育 の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務 での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教 育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確 認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の 衛店
- イ 職場巡視、4 S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、 KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共 有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全 化、作業方法の改善

イ SDS (安全データシート) 等により把握した

危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセ スメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの 着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを 活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進の ためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮 したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針 の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4 S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、 KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共 有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教 音の衛底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着 用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防 止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォー クリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手 すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス 型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教 育の実施
- (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請 負人に対する指導の実施
- (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛 生経費の確保
- (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画 の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働 災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさ まれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に 付与する等の安全管理の実施

- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を 付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多 くの事業場で適応できる「リスクアセスメント の共通化手法」の活用等による、自主的なリスク アセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業にお ける保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業 方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全 の確保

(3)業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍 結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用 した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツ の習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診 の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措 置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガ イドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労 働者に理解できる方法による安全衛生教育の実 施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の 徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走 行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等 に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した 交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を 確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策 (STOP!熱中症 クールワーク キャンペーン)

- ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中 症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の 実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の 確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛 生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記 10 (1) ~10 (3) ④ に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

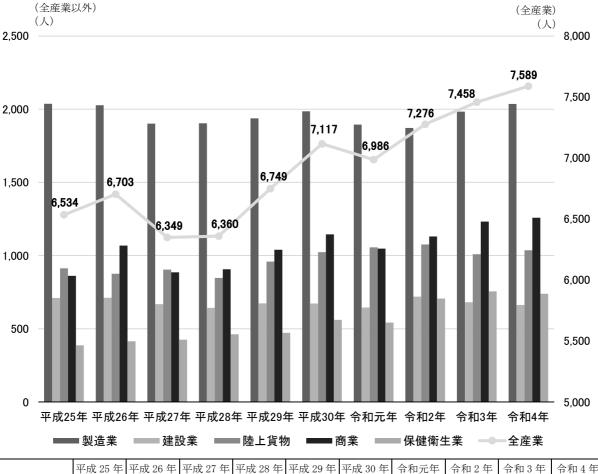
令和4年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和4年の愛知県内における労働災害による死傷者数(死亡・休業4日以上、以下同じ。)は7,589人で、対前年比131人(1.8%)の増加となり、過去10年間で最大となっている。

※新型コロナウイルス感染症を除く

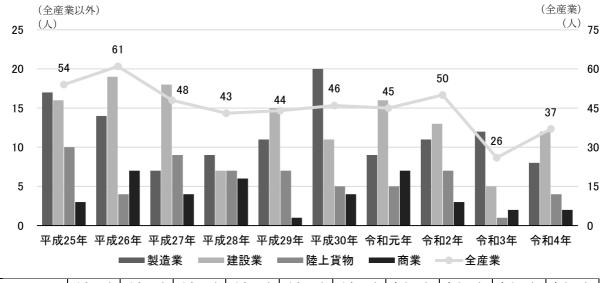


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	2,037	2, 027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,872	1, 983	2,036
建設業	711	712	668	643	674	673	645	720	681	663
陸上貨物	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,076	1,009	1,037
商業	862	1,068	886	906	1,040	1, 145	1,048	1, 131	1, 232	1, 259
保健衛生業	387	414	425	463	472	561	542	706	756	739
全産業	6, 534	6, 703	6, 349	6, 360	6, 749	7, 117	6, 986	7, 276	7, 458	7, 589

単位:人

2 死亡災害の発生状況

令和4年の愛知県内における死亡者数は37人で、対前年比11人の増加となった。



	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	17	14	7	9	11	20	9	11	12	8
建設業	16	19	18	7	15	11	16	13	5	12
陸上貨物	10	4	9	7	7	5	5	7	1	4
商業	3	7	4	6	1	4	7	3	2	2
全産業	54	61	48	43	44	46	45	50	26	37

単位:人

2-1 死亡災害の概況

令和4年は、令和3年より11人の増加となった。

令和4年の死亡災害について、令和3年と業種別で比較すると、製造業が12人から8人へ減少したが、商業は2人と昨年と同数となり、建設業が5人から12人、陸上貨物運送事業が1人から4人へ増加した。

製造業と建設業(災害件数上位2業種)で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和4年の死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」9人、「交通事故(道路)」7人、「飛来、落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」それぞれ5人であった。 この4つの型で70.3%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和4年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で11人、60歳代以上で15人発生している。

50 歳以上の中高年齢労働者で 70.3%、60 歳以上の高年齢労働者で 40.5%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

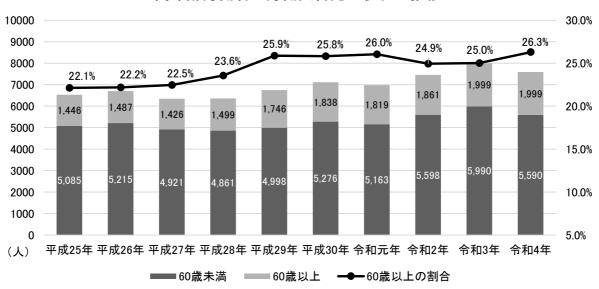
令和4年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が6人、5年以上10年未満が7人、10年以上15年未満が4人、15年以上20年未満が4人、20年以上が14人であった。

経験年数 10 年以上が 59.4%を占め、経験年数の浅い被災者(5年未満)が 50.0%を占めた令和3年の統計とは対照的な結果となった。

3 高年齢労働者における労働災害発生状況等

3-1 労働災害発生状況の推移

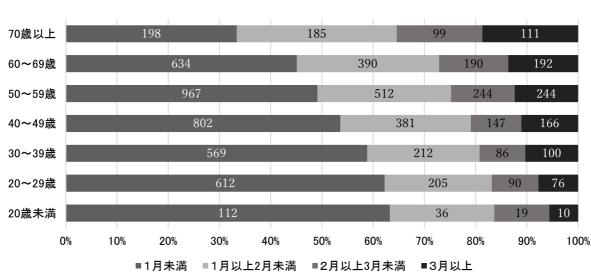
死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高年齢労働者の死傷災害の発生状況をみると、令和4年は1,999 件となっており、全体の26.3%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成29年を境に災害発生件数も割合も増加している。



高年齢労働者の労働災害発生状況の推移

3-2 年齢別休業期間

令和4年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60歳以上の高年齢労働者においては、休業1月以上の割合は58.4%となっている。

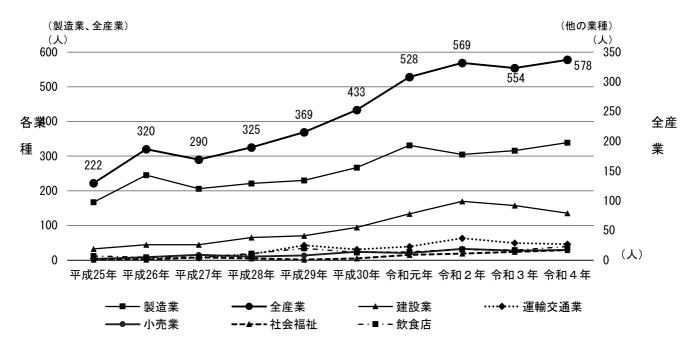


年齢別休業見込み期間の割合(令和4年)

4 外国人労働者における労働災害発生状況等

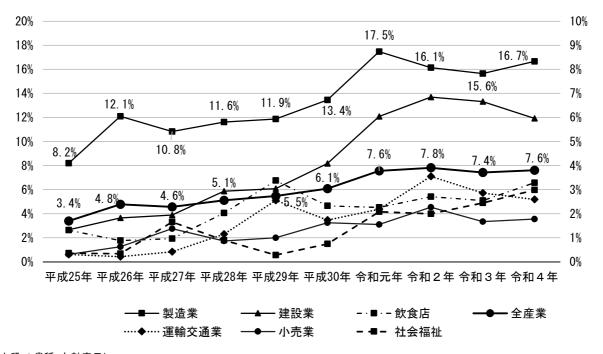
4-1 業種別発生状況の推移

令和4年の外国人労働者の死傷者数(休業4日以上)は578人となっており、平成25年と比べ、356人(160.4%)増加した。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害による死傷者数(休業4日以上)のうち外国人労働者が占める割合は、令和4年では、全体の7.6%(平成25年:3.4%)を占めている。また、製造業では16.7%を占めており、平成25年と比べると8.5ポイント増加した。



(上段、4 業種 左軸表示)

(下段、3業種 右軸表示)

新たな化学物質管理について (令和4年2月24日・5月31日公布/令和4年5月31日等から順次施行)

■ 労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、特化則、有機則等に基づく個別 具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換されることとなりました。



- 改正規則等は順次施行されています。令和5年4月より、下記事項等が施行されていますのでご留意ください。
 - 労働者のばく露の程度を最小限度にする措置の実施
 - 衛生委員会付議事項の追加
 - リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存
 - 皮膚等障害化学物質への直接接書の防止 (努力義務部分)
 - 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
 - 特殊健康診断尾実施頻度の緩和
- さらに令和6年4月より、必要な事業場において、化学物質管理者及び 保護具着用管理責任者の選任等が義務化されますのでご留意ください。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ anzen_eisei/chemical_management.html



石綿ばく露防止対策を徹底しましょう (令和2年7月 1 日ほか公布 改正・石綿障害予防規則等について)

- 令和2年7月から、石綿等の使用の有無の調査(事前調査)の強化等を内容とした、石綿障害予防規則の改正が数次にわたり行われ順次施行されています。主な改正点は下記のとおりです。改正点に十分留意し、石綿ばく露防止対策を徹底しましょう。
 - 事前調査の必要な範囲の拡大(小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に)
 - 事前調査の方法の改正(設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に)
 - 事前調査の記録の保存等(所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存が必要に)
 - 事前調査結果報告の開始(一定規模以上の解体・改修工事は、電子システムによる報告が必要に)
 - 建築物・工作物・船舶の事前調査及び分析調査を、知識等を有する者に行わせること
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



熱中症を防ごう! ~STOP!熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう!」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和4年、愛知労働局管内では、46件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT(暑さ指数)と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。

パンフレットを参考に、熱中症の根絶を目指しましょう。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html



「第 14 次労働災害防止推進計画」の概要

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会	・自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング(Well-being)を実現する。
(2) 計画期間	・2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。
(3) 計画の目標	・愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

2 重点事項ごとの具体的取組



計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング (Well-being) を実現

	項目	主な内容
(1) 「安全経営	ア「安全経営あいち賛同事業場制度 (仮称)」の運用による機運醸成	•「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
あいち®」 の推進	イ +Safe 協議会等の運用による 第三次産業対策	・小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をブラスする「+Safe 協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
	ア リスクアセスメントの普及促進	「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
(2) 重篤な労働 災害の防止	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止等 を重点とした製造業対策	製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とした 建設業対策	 建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3)	ア 労働者の心身の健康確保のための 総合的対策	労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について 理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
総合的な 健康対策	イ 化学物質及び粉じんによる健康障 害防止対策	・化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
连凉对床	ウ 石綿による健康障害防止対策	・令和2年等に改正された石綿障害予防規則(事前調査の適切な実施・報告等)の 遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

[・]行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向(転倒災害、腰痛等)を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。



リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

経営者に必要な視点として、いわゆる PQCDSME の7つがあり、これらはどれ一つも 欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重 視することもできません。

> 一方、安全と、生産性・品質・原価・納期等は、 互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤 解があります。

リスクアセスメントを通 じて現場の実態を把握 し、管理向上させること は、安全性の向上はもも より、生産性、品質、原価、 納期、士気、環境を同時 に向上させること、さら には企業価値をも向上さ せることに繋がります。

安全管理を経営課題 ととらえ、生産性、 品質、原価、納期、 士気、環境と一体的 に、戦略的に管理す る経営手法が、 「安全経営あいち®」 です。





愛知労働局は「安全経営あいち®」を提唱します。





危なさと正しく向きあう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』(ISO / IEC ガイド 51:2014)と定義され ています。これを実現するためには、「リスク」すなわち「危なさ」をひととおり調べて層別、整理するこ とが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危 なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。愛知労働局では、このように、 危なさと正しく向きあうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リス クアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

「リスクアセスメント」による調査の一体化

「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源(ハザード)」と「作業者」の関わりを合理的 に調べる手段です。その過程で、作業者がどのような作業をしているかを調べることとなります。

職場には、不具合処理の作業など、現実には作業者しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれ ば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら 管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、 不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質 管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないの ですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化でき るツールです。

安全経営あいちへ

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできます。安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、 原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち」にご賛同ください。



「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、 愛知労働局の登録商標です。

- 安全経営あいち: 名称(登録番号第6662349号)、ロゴ(登録番号第6662347号)
- あいち安全経営本舗: 名称(登録番号第6662350号)、ロゴ(登録番号第6662348号)



⊡idet €. の解説はこ



■「リスクアセスメント出前講座」 の詳細はこちら。



◀詳細はこちら。

「あいち安全経営本舗®」とは





■ 愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「安全経営あいち®」の推進に当たり、「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴを使用して参ります。



安全経営あいち 賛同事業場制度 概要

目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営 あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

受付期間

● 令和9年度までを予定しています。

替同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち[®]」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前 講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。

なお、過去に「愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づ く宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただけれ ば、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- ●審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。





[同時開催] 第82回全国座票安全衛生大会M愛知

9月27日→29日ポートメッセなごや

働く人々の安全・健康確保から 企業、社会のWell-beingへ



■ 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei toukei/anzen eisei/ryokujyuji ten.html

安全経営あいち推進大会2023

リスクアセスメントを通じて PQCDSME は一つにできる 第2話 出会(つながり)

日 時 : 2024年1月23日(火) 13:30~16:00

会 場 : 日本特殊陶業市民会館フォレストホール

名古屋市中区金山一丁目5番1号

参加費:無料

プログラム(予定)

- ・プロローグ
- ・主催者挨拶
- ・基調講演
- ・会場一体型パネルディスカッション
- ・大会宣言
- ・エピローグ
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。 https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/ anzenkeiei_forum2023.html



リスクアセスメントを 基礎から学びましょう!



■ 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「リスクアセスメント出前講座」を行います。

集団受講(概ね 10 事業場以上)

- ■労働局または労働基準監督署の担当者が会場に 出向き、リスクアセスメント等について説明しま す (講師料不要)。
- ■講義内容への質問に担当者が応答します。
- ■リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。
- ■講座を依頼する団体(以下「依頼団体」といいます。)が、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。
- ■受講事業場が、概ね 10 事業場以上であることが 必要です。また受講事業場は、愛知県内の事業場 を中心としてください。
- ■講座は、非営利目的の開催とし、90分以上の時間を確保してください。
- ■依頼団体において、受講者を収容できる会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。 なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。
- ■依頼団体において、配布資料を必要部数印刷し、 当日、受講者に配布してください。資料原稿は、 事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。
- 開催希望日の 1 か月前までに、依頼団体の事務 局を管轄する労働基準監督署あて、①申込書、② 受講事業場一覧表 (予定)を提出してお申込みく ださい。署担当者が詳細を調整します。
- ■申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Web で配布しているファイルをご使用ください。

WEB 単独受講(1事業場ごと)

- 申込みいただいた事業場に、URL を通知します。 リスクアセスメント等についての説明動画を、 WEB にてご覧いただきます(料金不要)。
- 講義内容への質問は行えません。
- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。

- 配信は YouTube で行います。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。
- 受講者を一堂に集めて受講させるか、URL を通知の上、分散して受講させるか等を定め、受講のために必要な手配を行ってください。

- あらかじめ受講日を決めた上で、WEB 申込みを 行ってください。後日、URL を通知します。
- URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。
- 様式ダウンロード・WEB 申込み等は、愛知労働局ホームページへ お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。





受

講

件

受

譴

進

備

